

物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金（1世帯あたり10万円）は、令和5年度の住民税均等割のみ課税されている世帯を支援する給付金です。
- この案内が届いた世帯は、下記手続きを確認し、確認書を提出してください。（期限までに提出されない場合は給付金を受け取れませんので、御注意ください。）

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

御前崎市が確認書を受理した日から3週間後が目安です。

給付手続き

確認書の内容確認

※申請者は世帯主です。

- ・ 確認書に記載された振込口座等に間違いがないか確認をしてください。



記載された口座への振込を希望する場合

- ・ 確認欄にチェック(☑)及び氏名等の記入をしてください。

他の口座への振込を希望する場合
(口座が空欄となっている場合を含む)

※口座は申請者（世帯主）名義のものとしてください。

- ・ 確認欄にチェック(☑)を記入してください。
- ・ 変更する口座情報を記入してください。
- ・ 確認書の裏面に、「**口座が確認できる書類**」と「**請求者本人の確認書類**」を添付してください。

注意

※下記の①,②に該当する世帯は支給対象外となります。内容確認の際御注意ください。

- ① 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

※（例）別世帯の子（均等割課税）に税法上扶養されている親の世帯は対象外

- ② **租税条約**による住民税の免除を届け出ている方がいる世帯

確認書の提出

提出期限：令和6年5月31日（金）

※郵送の場合は、当日消印有効とする。

- ・ 返信用封筒に確認書を同封し、ポストに投函してください。



【問い合わせ】 御前崎市福祉課 臨時給付金専用ダイヤル

☎0537-29-5157（平日 8:15～17:00）

